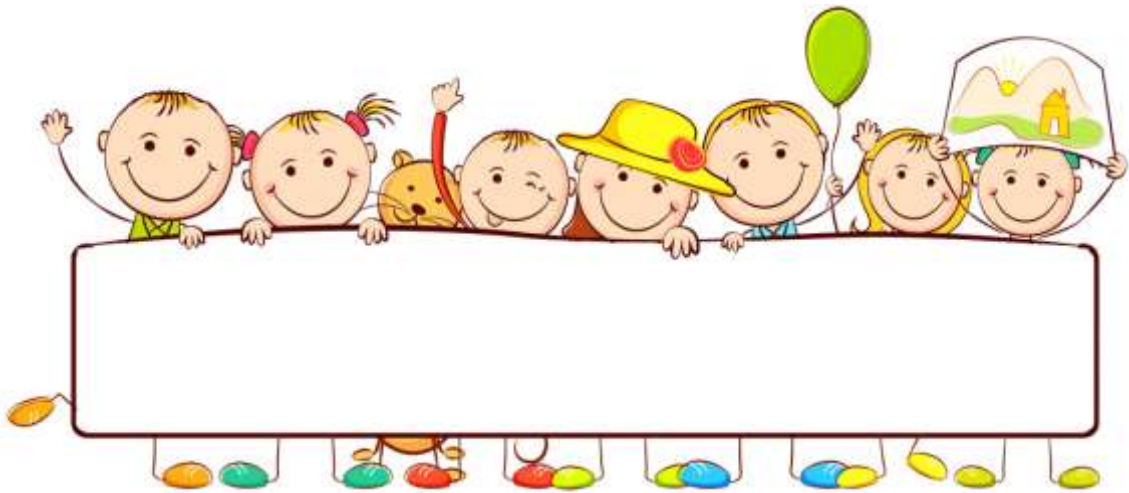


療育手帳の しおり



みやこ町

療育手帳は、知的障がい者（児）とその家族が、各種のサービスを受けやすくするための手帳です。

手帳は、障がいの程度によって“Ａ”・“Ｂ”と表示されます。

“Ａ”・・・“Ａ１”（最重度）、“Ａ２”（重度）、“Ａ３”（身体障害との重複）

“Ｂ”・・・“Ｂ１”（中度）、“Ｂ２”（軽度）

■手帳を受けとられた方へ

次の場合は役場の担当窓口で手続きが必要です。

① 記載事項変更届

→手帳に記載している住所・氏名が変わったとき。

※みやこ町外へ転出される場合には転出先市町村で手続きします。

県外・福岡市・北九州市へ住所を写したときには、新居住地で新たに手帳の交付申請をしていただくことになります。

② 再交付

→手帳を失くしたり、使用できないほど破損したとき。

写真（縦４ｃｍ×横３ｃｍ）と印鑑・申請書が必要です。

③ 返還

→交付対象者に該当しなくなったときや死亡等によって手帳が不要になったときは返還してください。

印鑑と手帳が必要です。

④ 再判定

→手帳に記載されている次回の判定日に注意して、

18歳以上であれば役場（介護福祉課福祉係）へ、

18歳未満であれば 京築児童相談所（０９７９－８４－０４０７）へ

再判定の申し込みをしてください。

役場でのお手続きの際は、
マイナンバー通知カード または
マイナンバーカードをご持参ください。



1. 税金について

税金の控除

所得税・住民税は、障がいの程度によって、障害者控除・特別障害者控除があります。詳しくはお問い合わせください。

●住民税・・・・・・・・・・・・・・・・・・みやこ町役場 税務課
： ０９３０－３２－２５１５

●所得税・贈与税・相続税・・・・・・・・・・行橋税務署
： ０９３０－２３－０５８０

自動車税の減免

手帳の交付を受けた方で、障がい等級等に一定の要件を満たしている場合、自動車税の減免を受けることができます。ただし、本人または同一生計者・常時介護者が所有している車に限ります。

【お問い合わせ先】

●軽自動車税・・・・・・・・・・・・・・・・・・みやこ町役場 税務課
： ０９３０－３２－２５１５

●普通自動車税・自動車取得税・・・・・・・・・・行橋県税事務所
： ０９３０－２３－２２１６



預貯金等の非課税制度『新マル優制度』

障がい者等に該当する人の貯蓄の利子等については、一定の手続きにより非課税制度の適用が受けられます

【お問い合わせ先】

●預貯金先の郵便局・金融機関等

2. 旅客運賃・公共料金の割引について

J Rの運賃割引

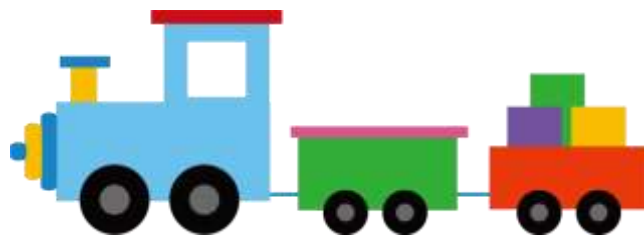
区分	種類	対象	割引率	特記事項
第1種 (A)	普通乗車券	本人 (単独利用)	5 割引	片道の営業距離が 100km を超える場合。
		介護者同伴時	5 割引	距離制限なし
	定期乗車券	介護者同伴時	5 割引	距離制限なし
	普通回数乗車券			
	普通急行券			
第2種 (B)	普通乗車券	本人 (単独利用)	5 割引	片道の営業距離が 100km を超える場合。
	定期乗車券	12 歳未満 (介護者同伴)	5 割引	

平成筑豊鉄道

普通乗車券の場合

区分	割引率
A	本人・介護者とも 5 割引
B	本人のみ 5 割引

※乗車券の種類によって内容が異なります。詳細は乗車券購入前に各会社へお問い合わせください。



タクシー運賃の割引

手帳を提示することによって、運賃の割引（１割）が受けられます。
詳しくは各タクシー会社にお問い合わせください。

その他、バスや国内線航空運賃・船舶運賃の割引があります。
ご利用前に各会社へお問い合わせください。



みやこ町福祉タクシー券

療育手帳『Ａ』の所持者で、自動車税の減免を受けていない方。

有料道路通行料金の割引

療育手帳『Ａ』の所持者を介護をしている家族が、手帳所持者を同乗して運転する場合、５割引になります。割引を受けるためには、事前に役場で手続きが必要です。

申請に必要なもの

- ① 申請書
- ② 療育手帳
- ③ 自動車検査証

《ＥＴＣをご利用になる場合は④、⑤も必要です。》

- ④ ＥＴＣカード（障がい者本人名義のもの）

* 未成年の重度障がい者で本人以外の運転による割引を受け、かつ障がい者本人の運転による割引の適用を受けない場合は、親権者または後見人名義のものも対象となります。

- ⑤ ＥＴＣ車載器セットアップ申込書または証明書等

【お問い合わせ先】

みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

０９３０－３２－２７２５

N H K 放送受信料の減免

受信料が半額または全額免除になります。みやこ町役場子育て・健康支援課 障がい者支援係です。

全額免除	知的障がい者と判定された方がいる世帯で、世帯構成員全員が非課税の世帯。
半額免除	重度の知的障がい者と判定された方が世帯主で契約者の場合。

申請に必要なもの

- ① 申請書
- ② 療育手帳
- ③ 印鑑

N T T 無料電話案内「ふれあい案内」

療育手帳の交付を受けている方は、「104」の電話番号案内が無料で利用できます。事前の申し込みが必要ですので、詳しくはN T Tフリーダイヤルにお問い合わせください。

【N T Tフリーダイヤル】・・・0120-104174

携帯電話基本料金等の割引

手帳の交付を受けた方は携帯電話基本使用料の割引を受けることができます。割引内容、申請方法は各会社で取扱が定められています。詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。

青い鳥郵便ハガキの無料配布

療育手帳『A』をお持ちの方は、郵便ハガキ 20 枚が無料で配布されます。最寄りの郵便局で申し込みしてください。受付期間は毎年3月から4月頃です。

映画館等入場料の割引

手帳を提示することで、入場料が割引される場合があります。割引の有無、割引率は各施設により異なりますので、窓口でお問い合わせください。

3. 年金・手当等について

障害基礎年金

満 20 歳以上で、国民年金法で定める障害等級の 1 級または 2 級に該当する障がい状態の方に支給されます。

【問合せ先】

みやこ町役場 住民課 住民係

0930-32-2510

特別障害者手当

在宅の重度障がい者で、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある 20 歳以上の方に支給されます。

施設入所している時、また継続して 3 ヶ月を超えて入院しているときは支給されません。収入等により所得制限があります。

障害児福祉手当

日常生活において常時の介護を必要とする在宅の重度障がい児（20 歳未満）に対して手当を支給します。

児童福祉施設等に入所している時、また障がいを理由とする年金を受けることができる時は支給されません。収入等によって所得制限があります。

心身障害者扶養共済制度

心身障がい者（児）を扶養している保護者が加入して一定の掛金を納付することによって、不幸にも保護者が死亡したとき、また重度の障がいを負ったときに心身障がい者（児）に対して終身年金が支給されます。

【特別障害者手当・障害児福祉手当・心身障害者扶養共済制度の問合せ先】

みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725

特別児童扶養手当

障がいをもつ 20 歳未満の児童の父か母、また父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

児童福祉施設等に入所している時、また障がいを理由とする年金を受けることができる時は支給されません。収入等によって所得制限があります。

【問合せ先】

みやこ町役場 子育て・健康支援課 子ども未来係

0930-32-2725



4. 医療について

重度障害者医療制度

重度障がい者の健康を保持増進するため、自己負担額を超える医療費負担を助成する制度です。

【対象者】 満 3 歳以上の重度障がい者（児）で

- ① 身体障害者手帳 1 級または 2 級所持者
- ② 療育手帳（A）所持者
- ③ 重複障害者（身体障害者手帳 3 級以上かつ IQ50 以下）
- ④ 精神保健福祉手帳 1 級所持者

後期高齢者医療制度

75 歳以上の人と、65 歳以上 75 歳未満で一定の障がいのある方が加入する制度です。

【対象者】 満 65 歳以上 75 歳未満の人で、療育手帳「A」判定所持者

【医療制度の問合せ先】

みやこ町役場 保険福祉課 医療保険係

0930-32-2516

5. その他

駐車禁止除外指定車標章

この標章を車両に掲示することで、他の交通の妨げにならない限りにおいて駐車禁止場所（法廷の駐車禁止場所等は除く）に駐車することができます。

障がいの程度により交付を受けられない場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】

行橋警察署 交通課

0930-24-5110

ふくおか・まごころ駐車場

療育手帳『A』を所持している方が、公共施設・店舗等の障がい者等用の駐車場などに車を止め、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。

【問合せ先】

みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725



6. 日常生活の援助について

知的障がいをもつ子どもたちへの支援

◎入所施設・・・家庭で養育が困難な障がい児の保護、日常生活の指導・及び自立した生活に必要な知識・技能の付与を行うことを目的とした施設です。
福祉型と医療型があります。

◎通所支援

- 児童発達支援・・・未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
- 医療型児童発達支援・・・未就学の障がい児に児童発達支援及び治療を行います。
- 放課後等デイサービス・・・就学中の障がい児に、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
- 保育所等訪問支援・・・保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。



知的障がい者への支援について

【障害福祉サービス】

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護・家事等を行います。 (障害支援区分の他、家族等の介護者の状況などを勘案します。)
行動援護	知的障がいにより、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援・外出時の介護等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【地域生活支援事業】

サービス名	内容
相談支援事業	障がいのある人、保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度 利用支援事業	援助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である者を対象に費用を補助します。
日中一時支援事業	就労や介護のために日中監護する人がいない場合、見守り等の支援を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

【お問い合わせ】 みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

・・・ TEL：０９３０－３２－２７２５



7. 就労について

●公共職業安定所

障がい者に対する専門援助部門が設置されており、専門の職員・相談員が、ケースワーク方式により求職申し込みから就職後のアフターケアまで一貫した職業紹介、就業指導等を行っています。また、個別に本人に適した求人を開拓したり、面接に同行する等の支援も行われています。

【所在地】ハローワーク行橋

0930-23-8609

●福岡障害者職業センター北九州支所

就職を希望する障がい者に対し、障がいの種類や程度に応じた職業相談・職業指導や就職後のアフターケアに至るまでを総合的にを行っています。

【所在地】北九州市小倉北区萩崎町1-27

093-941-8521

●障害者就業・生活支援センター エール

就職や、職場への定着が困難な障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行い、障がい者の職業生活における自立を図ることを目的として各種の相談に応じ、必要な助言を行います。

【所在地】行橋市南泉2-50-1

0930-23-7511

●福岡障害者能力開発校

職業訓練と生活指導を通して、知的障がい者が職業人として社会参加できるようにすることを目的として設置されています。

【所在地】北九州市若松区大字蟹住1728-1

093-741-5431

